

第 6536 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月7日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 事前確定届出給与と異なる額を支給した場合

**Q** : 役員給与について、事前確定届出給与の届出をしていますが、業績が芳しくないので、社長だけ記載額より減額して支給しました。この場合、どのような取扱いになりますか？

**A** : 社長以外の役員給与は、損金算入することができます。

### 【解説】

事前確定届出給与とは、役員の職務につき、株主総会、社員総会その他これらに準ずるものの決議により定められたもので、次の要件を満たすものをいいます。

- ①職務の執行の開始の日から1月を経過する日までにされる決議による定めであること
- ②役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めであること
- ③決議の日から1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式又は特定新株予約権を交付する旨の定めであること

この定めに基づく所定の時期に確定した額を支給する事前確定届出給与は、損金算入することができますのですが、この規定は、個々の役員に係る給与について規定しているものですから、届出どおりの給与を支給しなかった役員がいたとしても、すべての役員給与に影響を及ぼすというものではありません。

したがって、社長に対して記載額と異なる金額の給与を支給したとしても、社長以外の役員に対する給与が届出どおりであれば、損金不算入になることはありません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

